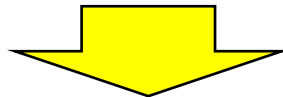


議題2 令和6年度 国民健康保険料率について

(1) 経過

- 平成30年度の国保都道府県単位化に伴い、大阪府国保運営方針において、令和6年度に府内統一保険料率とすることが定められた。
- それを踏まえ、本市においては、国民健康保険条例を一部改正し、条例本則において、本市の保険料率は、大阪府が算定する市町村標準保険料率（府内統一保険料率）とすることを規定した。
- また、令和6年度の府内統一保険料率に向けて、賦課割合をなだらかに移行する措置や本市独自の激変緩和措置を講じるための規定を、条例附則に定め、毎年度の保険料率としてきたところ。



【令和5年度末をもって経過措置期間が終了】

(2) 令和6年度の国民健康保険料率について

- 本則どおり、大阪府が算定する市町村標準保険料率（府内統一保険料率）を本市の保険料率とする。

1 国民健康保険運営の改正

平成27年5月、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、国保の財政基盤の強化を図ったうえで、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、資格管理や保険給付等の事業を担う市町村とともに国保を運営している。

● 財政基盤の強化 - 約3,400億円の財政支援（全国ベース）

- ・平成27年度～ 保険基盤安定制度（保険者支援分）の拡充（保険料の軽減対象となる低所得者の数に応じた支援）
 - ・平成30年度～ 財政調整交付金の拡充（都道府県間の所得格差等の調整機能の拡充）
 - 保険者努力支援制度の新設（医療費適正化や市町村の収納対策等を評価して支援）
- } 約1,700億円
約1,700億円

● 都道府県と市町村の役割分担

	改正前（～平成29年度）	改正後（平成30年度～）	
財政運営（※1）	市町村	都道府県	都道府県が「運営方針」を策定（※3）
保険料賦課（※2）・徴収	市町村	市町村	
資格管理	市町村	市町村	
保険給付	市町村	市町村	
保健事業	市町村	市町村	

※1 都道府県

- ・市町村ごとの「事業費納付金」及び「標準保険料率」の決定
- ・医療給付費に必要な費用の全額を市町村に支払う

※2 各市町村

- ・都道府県が示す市町村ごとの「事業費納付金」を納めるために必要な「標準保険料率」を参考に、保険料率を決定（大阪府内市町村は府内統一保険料率となる）

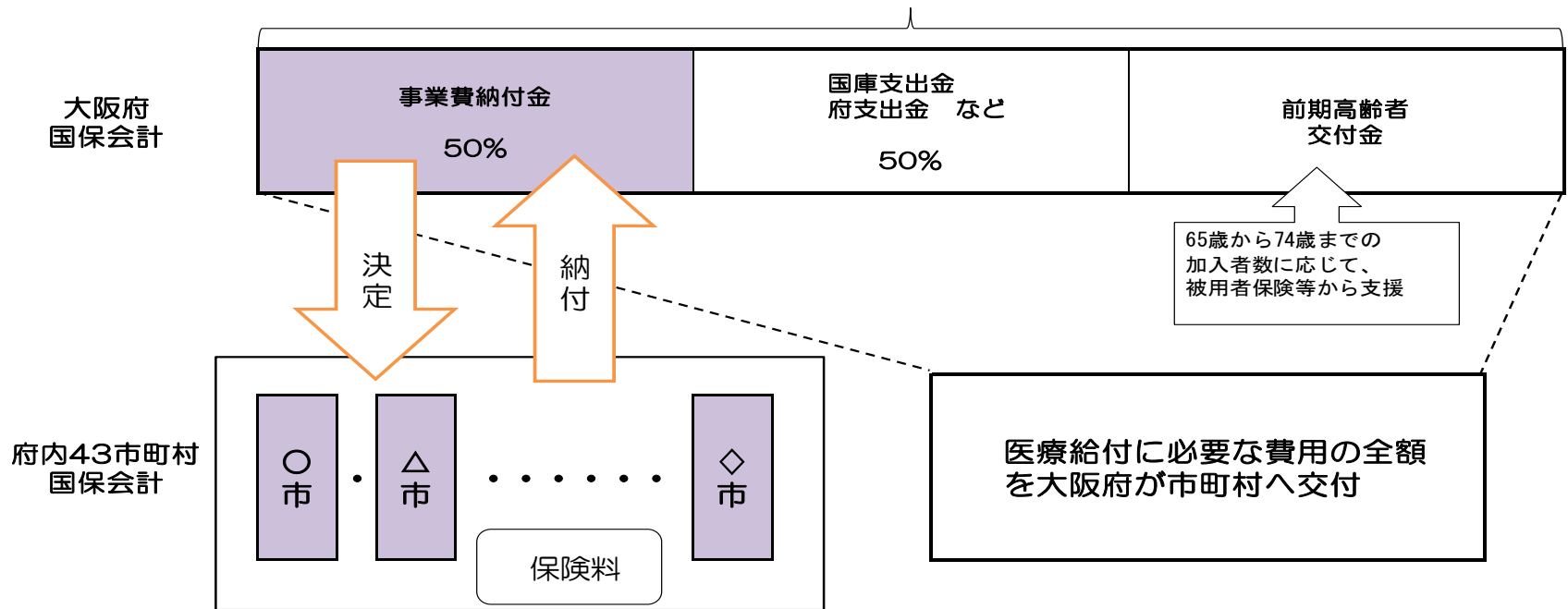
※3 大阪府国保運営方針

- ・国民健康保険の安定的な財政運営、並びに国保事業の広域化・効率化を推進するための「統一的な方針」として、法定市町村意見聴取、府国保運営協議会への諮問等を経て大阪府が策定

2 国民健康保険の財政スキーム

《例：医療分》

府内43市町村の「窓口負担(2割～3割)を除いた医療給付費」
(医療費や診療報酬改定等で増減)



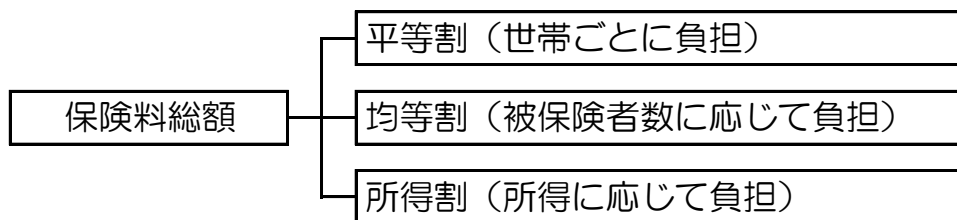
※国民健康保険事業費納付金

- ・ 市町村ごとの「被保険者数」・「世帯数」・「所得水準」に応じて按分
- ・ 収納率は市町村ごとの実際の収納率を勘案して算出
- ・ 市町村ごとの医療費水準は考慮しない

国民健康保険に加入されている世帯は、医療分保険料とは別に、後期高齢者医療制度に対する現役世代からの支援金となる後期高齢者支援金分保険料と、40歳から64歳までの方がおられる世帯のみ、介護保険制度に納めるための介護分保険料をご負担いただく。

3 大阪府の「国民健康保険運営方針」における保険料率の考え方

令和6年度に以下のとおりの府内統一保険料率とし、府内のどこにお住まいでも、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となる



		令和5年度 本市保険料率	令和6年度 府内統一保険料率
医療分	平等割	30,321円	34,803円
	均等割	30,798円	35,040円
	所得割	8.78%	9.56%
	賦課限度額	65万円	65万円
後期高齢者 支援金分	平等割	10,494円	11,091円
	均等割	10,659円	11,167円
	所得割	3.09%	3.12%
	賦課限度額	20万円	22万円
介護分	均等割	19,543円	19,389円
	所得割	2.94%	2.64%
	賦課限度額	17万円	17万円

※ 0歳～39歳及び65歳～74歳の保険料は、医療分+後期高齢者支援金分
40歳～64歳の保険料は、医療分+後期高齢者支援金分+介護分

4 令和6年度 国民健康保険料率改定（案）

○一人当たり平均保険料（年間）

令和5年度	令和6年度	増減	改定率
161,159円	179,602円	18,443円	+11.4%

（月平均1,537円の増）

※ 各世帯の保険料額は、令和6年度から府内統一保険料率により算出する。
府内のどこにお住まいでも、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となる。

○保険料の増要素

① 大阪府による算定

- ・ 保険給付費の増等の自然増 : +4.3%
 - ・ その他の要因による増 : +2.8%
- } +7.1%

府内における本市所得水準の相対的な上昇
本市標準収納率の変動（R5：92.80% → R6：91.48%）

② 市独自の保険料抑制策の終了

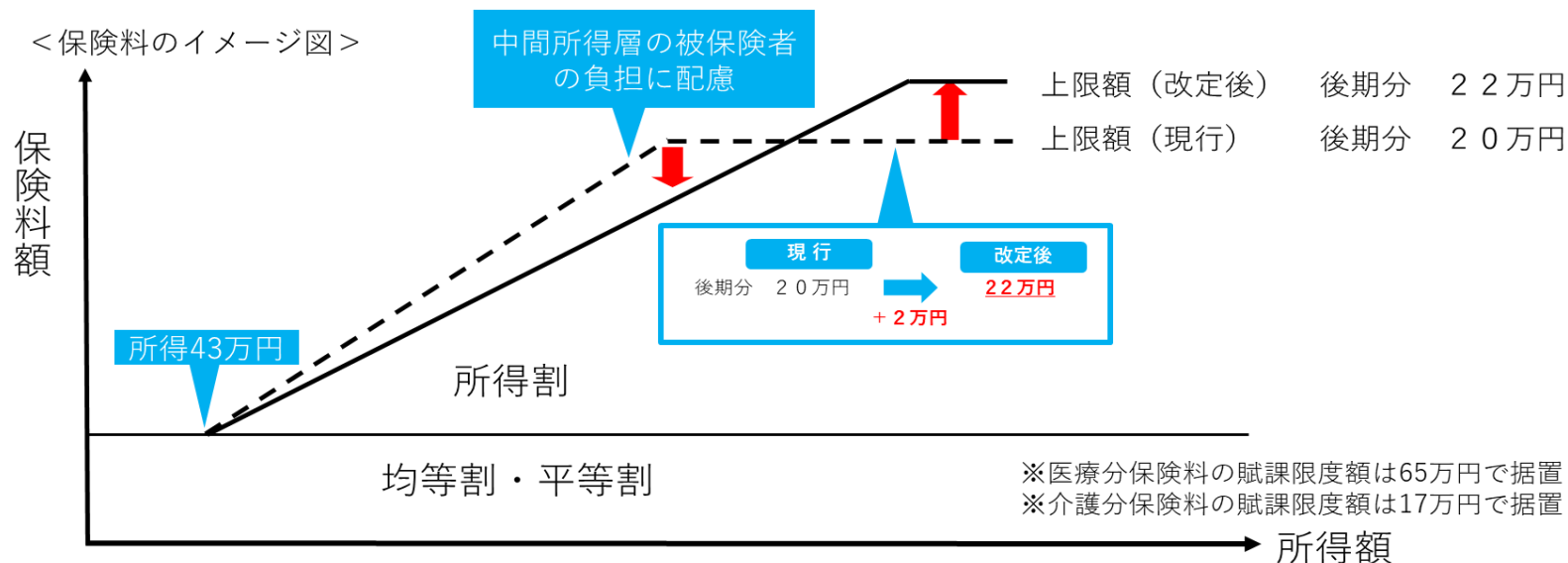
- ・ 令和元年度からの激変緩和措置の解消分 : +0.7%
 - ・ 本市国保基金（約28億円）による抑制分 : +3.6%
- } +4.3%

5 国民健康保険料 賦課限度額の改定

- 国において、中間所得者層の保険料負担の緩和を図るため、令和5年度に後期高齢者支援金分の賦課限度額2万円の引き上げが行われた。

大阪府においては、令和6年度の府内統一保険料率の算定にあたり、賦課限度額を国基準に合わせた。

大阪市においても、府内統一保険料率と同基準とするため、令和6年度より改正を行う。



(参考) 賦課限度額 (府内統一基準の考え方)

大阪府が毎年度、国保法の規定による市町村標準保険料率を算定し、市町村へ通知を行う日において施行されていた、国保法施行令で定める賦課限度額

	令和5年度	令和6年度	改定額
医療分	65万円	65万円	据置
後期分	20万円	22万円	+2万円
介護分	17万円	17万円	据置
合計	102万円	104万円	+2万円